

令和二年六月九日受領
答弁第二一八号

内閣衆質二〇一第二一八号

令和二年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員長妻昭君提出旧ソ連抑留死没者遺骨問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出旧ソ連抑留死没者遺骨問題に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省の「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、收容された遺骨が日本人の遺骨でない可能性があると指摘された埋葬地に係る遺骨のうち、同省の「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に設置された「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」における鑑定の結果、日本人を主体としたものではないと判定された埋葬地に係る遺骨については、相手国に対して情報提供を行った上で、現在、返還に向けた協議を行っているところである。また、当該遺骨を含め、旧ソヴェエト社会主義共和国連邦（以下「旧ソ連邦」という。）の地域における遺骨収集については、捕虜收容所に收容されていた者に関する日本国政府とソヴェエト社会主義共和国連邦政府との間の協定（平成三年外務省告示第三百十一号。以下「協定」という。）に基づいて実施しており、ロシア連邦政府等が発行する移送許可書等を取得した上で、我が国まで送還している。

二について

御指摘の「今回の遺骨取り違いの原因として、ロシア現地での混葬（日本人埋葬区画内や近隣にロシア

人ら現地人の埋葬を行ってきた）が進んできていることがあげられる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、埋葬地の保全については、これまで、ロシア連邦政府等に対し、協定に基づいて日本人死亡者の埋葬地が適切な状態に保たれるよう要請してきている。

三について

御指摘の「探知・発掘のための器材・重機」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、遺骨収集に当たっては、地盤や地形等を考慮し、適宜、必要な器材や重機を使用しているところであり、今後も必要に応じて使用することとしている。

四について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、現在、ロシア連邦への入国が困難な状況となっているが、政府としては、今後の状況等を踏まえつつ、相手国との協議を行い、遺骨収集を進めてまいりたい。また、旧ソ連邦の地域における遺骨収集については、これまでも協定に基づいて実施してきたところであり、政府としては、ロシア連邦政府等に対して、引き続き、日本人の抑留中死亡者の名簿及び埋葬地に関する資料の提出、遺骨の引渡し等に係る協力を求めてまいりたい。